主

原判決を取消す。

被控訴人両名は各自控訴人に対し、金二万一千七百四円十五銭及びとれ に対する昭和二十六年三月七日から支払済に至るまで年六分の金額を支払わなけれ ばならない。

訴訟費用は第一、二審共被控訴人両名の負担とする。

事 実

控訴代理人は「主文第一項ないし第三項」同旨の判決記求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄却する」との判決を求めた。

当事者双方の陳述した主張の要旨は、左記の外は、原判決の事実摘示と同一であるから、ここに引用する。

控訴代理人は左のように主張した。被控訴人両名先代Aは昭和二十四年三月二十三日死亡し、被控訴人両名が相続したが、被控訴人両名が相続の放棄を申述したのは、その後二ケ年余を経過し、しかも本訴の提起された後(被控訴人両名に訴状が送達されたのは昭和二十六年三月六日である)の昭和二十六年四月十二日である。被控訴人両名はAと同人の死亡当時同居しており、又死亡後も控訴人の代表者に対してもその死亡の事実を認めていたのであるから、右放棄は相続開始を知つた時から三ケ月を経過した後になされたもの

であるから、無効である。なお控訴人主張の下記の債務免除の事実を否認する。被控訴代理人は下記のように主張した。相続の承認、放棄のさいの相続の開始である事実を知つたとの意は、相続開始の原因である事実を知つたというだけの意味で和して、日間によい、自己が相続人とたったことをも知ったとの意味であるが、Aが死亡によって被控訴人局が家督相続をしていたのであるから、Aが死亡によって被控訴人両名が更に相続したということは、控訴人両名は知らによっても、控訴人間の申述をなしたものであるから、右放棄の申述をなしたものであるから、右放棄の申述は、同裁判所で審理して同月十二日の主張がなものであるから、右放棄の申述は、同裁判所で審理して同月十二日の主張がなものであるから、右放棄が無効であるとはいえないのであるから、控訴人は昭和二十四年四月初旬被控訴人両名と、控訴人が各のであるから、控訴人は昭和二十四年四月初旬被控訴しては請求しない旨を約しても、控訴人の請求は理由がない。

当事者双方の提出援用した証拠と、そしに対する認否は左のとおりである。控訴代理人は甲第一号証を提出し、当審での証人C、控訴会社の代表者本人の各供述を援用し、乙号各証の成立を認めると述べた。被控訴代理人は乙第一、第二号証を提出し、当審での被控訴両名の本人尋問の結果を援用し、甲第一号証が商業帳簿であることは認めるが、その成立は、不知であると述べた。

理 由

には別に財産もなかつたこと、その後間もなく控訴会社の代表者 F が被控訴人 D と直接 B の上記認定の債務を請求し、控訴人 B もその事実を知り、被控訴人両名は金がないので支払えないと弁解したことを夫々認めることができ、外に右認定を動かすことのできる証拠はなにもない。さうだとすれば、格別の事情につきなんの主張、立証もない本件では、被控訴人両名は A が死亡当時少くとも死亡後間もなく、同人の相続人にな〈要旨〉つたことを知つたものと認めるのが相当である。もつとも上記認定のように、被控訴人両名の相続放棄の申述〈/要旨〉は名古屋家庭裁判所豊橋支部で受理されているが、家庭裁判所での相続放棄の受理は一応の公証を意味するに止まるもので、その前提要件である相続の放棄が有効か無効かの権利関係を終局的に確定するものではない。

相続の放棄が有効か無効かというような、法律を適用して権利義務の存否を確定するということは、民事訴訟による裁判によつての本終局的に解決するものと解するのが相当である。故に被控訴人両名のなした上記認定の相続放棄の申述は、の開を知ったときから約二ケ年を経過した後にたされたものであるから、効力を生じないといわなければならない。故に被控訴人両名のこの点に関する主張は理由がなく、被控訴人両名はAの控訴人に対する上記認定の金四万三千四百八円三十銭の信、被控訴人両名はAの控訴人に対する上記認定の金四万三千四百八円三十銭のに、被控訴人両名はAの控訴人に対する上記認定の金四万三千四百八円三十銭のに、被控訴人面名のといわなければならない。次に被控訴人面名の情務免除用の話果はでの証人Cと控訴会社の代表者本人の各供述に照し合せて、たやすく信用がいいる、古証拠をおけば、外に右の事実を認めることのできるなんの証拠もない。

ないし、右証拠をおけば、外に右の事実を認めることのできるなんの証拠もないから、この点に関する被控訴人両名の抗弁も採用することができない。
さうであるから、被控訴人両名は控訴人に対し、それぞれ上記認定の売掛代金債務の半分である金二万一千七百四円十五銭及びこれに対する弁済期後で、本件訴状送達の日の翌日であること本件記録に明な昭和二十六年三月七日から支払済にいたるまで、商法所定の年六分の損害金を支払う義務あるものといわなければならない。故に、控訴人の本控訴請求を棄却した原判決は失当で、本件控訴は理由があるから、民事訴訟法第三八六条により原判決を取消し、訴訟費用の負担について同法第九大級により、主文のように判決する。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)